

2. 総合職試験における面接系試験

(1) 人物試験（人事院面接）

人柄、対人的能力などについての個別面接（15～20分程度で、受験者1：面接官：3）。

事前に提出した面接カードに従って、質問される。

配点：3／15

…院卒区分の方、例年通りならば、面接は政策課題討議試験の直後で、体力・精神的に疲弊した状態で迎えることになる。

● 面接カード記載項目

＜専攻分野＞

＜これまでに取り組んだ活動や体験＞

達成感があったと感じたり、力を入れてきたりした経験について、どのような状況で（いつ頃、どこで、誰と等）、どのようなことをしたのか簡潔に記入すること。

①学業や職務において

②社会的活動や学生生活において

③日常生活その他（資格、特技、趣味、社会事情などで関心のあること等）において

＜志望動機＞

これまでの体験や自分の長所などを踏まえ、国家公務員としてどのような貢献ができるのか、具体的に記入すること。

＜志望官庁＞（複数可）

(2) 「政策課題討議」試験（院卒のみ） 配点：2／15

…課題に対するグループ討議によるプレゼンテーション能力やコミュニケーション力などについての試験（課題に関する資料の中に英文によるものを含む）。

①試験実施方法（過年度の事例なので、変更される可能性もあります！）

6人1組のグループを基本として実施

レジュメ作成（25分）→個別発表（1人当たり3分）→グループ討議（30分）

→討議を踏まえて考えたことを個別発表（1人当たり2分）（おおよそ1.5時間）

これだけでは、イメージが全くわからないし、実際にどのような感じで行われるのか、さらには評価ポイントわかっていないと、たとえ仲間6人集めて模擬政策課題討議をやっても、効果はほとんど得られない！

②課題の出題傾向

- ・全ての1次試験合格者が受験するものなので、専攻の違いによって有利・不利が生じないよう、誰もが考えることができ、かつ発言することができるようなテーマがほとんどである。
- ・討議がメインなので、どのテーマも賛成・反対いずれの立場にあるかはっきり明示させるものである。
- ・テーマ自体はシンプルだが、長いリード文がある。

＜過去に出題されたテーマ＞（H29年度本試験の一例）

・失火による家屋の火災は、我が国の家屋が歴史的にも密集しており、損害賠償額が巨額となる傾向にあることから原則として法的責任を問われない（失火ノ責任ニ関スル法律）。そのため、自分の不注意による失火により自分の家屋のみならず隣家が火災した場合についても、失火者に重大な過失が認められない限り、失火者は不法行為による損害賠償義務を負うことはなく、家屋や財産を火災により失った場合、原則自己責任となる。以下の資料を読みながら、あなたの意見が、

A：火災保険への加入を強制とすべきである

B：保険は自己の判断に任せる

のどちらに最も近いか選択し、レジュメを作成しなさい。また、Aを選んだ場合は火災保険料を支払えない生活困窮者に対する対応について、Bを選んだ場合は保険に加入していない火災被災者への支援方法を具体的に述べなさい。

レジュメを作成する際は資料を参考にしても良いですが、必ずしもこれらの資料にとらわれず自由に論じなさい。また、議論についてはグループで一定の方向性が出るように努めなさい。ただし、必ずしも意見を一致させる必要はありません。

資料1（日本語、A4用紙2ページ分）

失火による財産の損害は、火災保険の適用範囲内にしか補償されない。しかし、阪神淡路大震災や糸魚川の大火灾は個人が火元や失火を管理できるレベルではなく火災保険に加入していないために財産に甚大な損害を負った住民を政府が公的資金から支援したこと、今後も更にこの傾向がすんでいくことが論じられていた。

資料2（日本語、A4用紙0.5ページ分の表）

内閣府『防災に関する世論調査』中の「自助、共助、公助の対策に関する意識について」の調査結果。災害が発生した時にその被害を軽減するために取る対応について、国や地方公共団体による「公助」、地域の住民やボランティア、企業などの連携による「共助」、自ら身を守る「自助」のうち、災害発生時に取るべき対応として、最も近いものを聞いたところ、「公助、共助、自助のバランスが取れた対応をすべきである」と答えた者の割合が一番多かった。

資料3（英語、A4用紙0.5ページ程度）

アメリカでは、被災者支援は行政ではなく主にNGOなどの非営利団体が行っており、活動資金は市民からの善意の寄付金が主である。課題は、寄付金が十分でない場合、運営が不安定にならざるをえない、という主旨の内容。

(3) 官庁訪問

総合職試験最終合格者のみに課せられる、志望府省等に採用されるための重要なステップ（というより最後の関門）！試験に合格しても、この官庁訪問で志望先の省庁から内々定がもらえない、翌年4月からキャリア官僚として勤務することができない！

＜H30 年の官庁訪問スケジュール＞

①官庁訪問で行われること

…採用面接！ただし、省庁により、面接の形式や内容はそれぞれ異なる。例えば、集団面接があつたり、グループディスカッションがあつたり、1分間アピールがあつたり、さらには、1日に行われる面接回数もそれぞれ異なる。

(面接に関する簡単な用語の説明)

…いろんな呼び名があるけれど、大きく分けると次の2通り。

①人事課面接、秘書課面接、またはブース面接

…志望動機や自己P.R.、省庁でやりたいことなど、民間企業とほとんど変わらない面接形式。

②原課面接（意味はともかく、皆一度はきいたことがある用語。ただ、省庁によっては面接とみなさないところもあるらしい）

…実際にその職場で働いている職員の方のところに行って話をするというものであり、官庁訪問ならではの面接形式。O B・O G訪問で仕事の話を聞くイメージに近い。

★採用に至るまで、これだけの面接系試験があるのは、さまざまな資格試験の中でも国家公務員総合職のみです！これだけの対策を、独力でやり遂げる自信ありますか？

3. 講座内容とコンセプト

- ・国家総合職の数的処理対策講座
- ・社会科学（時事）対策講座
- ・国家総合職の人物試験（人事院面接）対策講座
- ・国家総合職の政策論文対策講座 or 政策課題討議対策講座
- ・国家総合職の官庁訪問対策講座

・**筆記試験系は、比重の高い数的処理と、独力で対策を立てにくい時事を除いて極力減らす。**

⇒おそらく平成31年度は、司法試験の前に公務員試験の1次試験そして司法試験直後に2次試験が来るので、司法試験前の段階では、数的と時事を少しずつやっていくくらいのイメージ。

・**池田講師の直接指導で志望動機等を練っていくことに重きを置く。**

⇒司法試験前は、各自、各省庁の説明会に参加する程度の準備をしておき、司法試験終了後に徹底指導を受けることで、一気に人物試験等の実力を養成する。